

**地方公営企業会計制度の見直しについて(抜粋)**  
**(平成25年12月総務省自治財政局公営企業課)**

## II. 地方公営企業会計基準の見直し

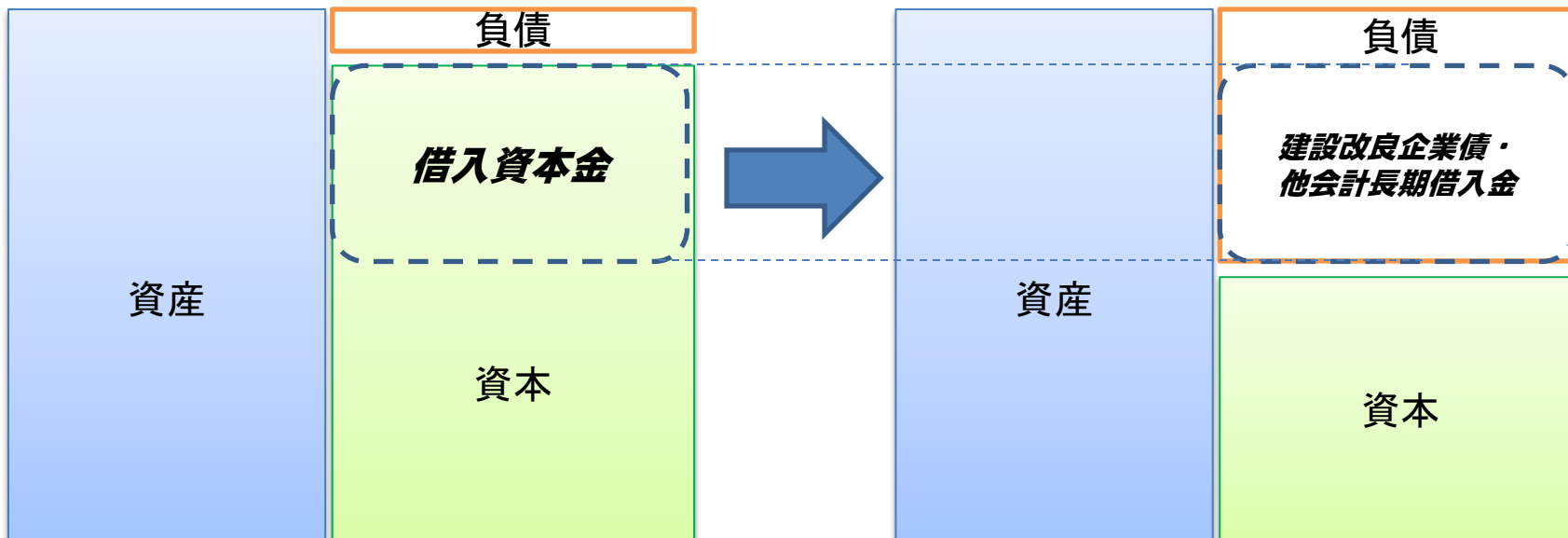
### 1. 借入資本金

#### 【基本的な方針】

- ① 借入資本金を負債に計上。なお、1年以内に返済期限が到来する債務は、流動負債に分類。
- ② 負債計上に当たり、建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金については、他の借入金と区分。
- ③ 負債のうち、後年度一般会計負担分については、その旨「注記」。

改正前のB/S

改正後のB/S



※ ワンイヤールールに基づき固定負債・流動負債を区分

## 2. 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

### 【基本的な方針】

- ① 任意適用が認められている「みなし償却制度」は廃止。
- ② 償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化。
- ③ 既取得資産に係る経過措置として、国庫補助事業等の単位毎に取得資産をグルーピングし、総合償却を行う等簡便な処理方法により移行処理できることとする。  
なお、簡便な処理方法によっても移行処理が困難と判断される場合には、従前どおりの取扱いによることができることとする。
- ④ 建設改良費に充てた企業債等に係る元金償還金に対する繰入金については、補助金等の例により「長期前受金」として計上した上で、減価償却に伴って収益化することとする。ただし、各事業年度における減価償却額と当該繰入金との差額が重要でない場合は繰り入れた年度に全額を収益として計上することができることとする。

# 補助金等により取得した固定資産の償却制度等（現行のみなし償却制度）

X年度期末に補助金（資本剰余金）50億円及び企業債（借入資本金）50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定（帳簿原価50億円とみなす）。 ※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

## 損益計算書（購入時）

（計上なし）

## 貸借対照表（購入時）

●資産	●資本
資産A 100億円	借入資本金 50億円 （企業債）
	資本剰余金 50億円

## 損益計算書（X + 6年度）

（費用）  
減価償却費 5億円

## 貸借対照表（X + 6年度）

●資産	●資本
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     (減価償却累計額 △30億円)                 </div> 資産A 70億円	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     (借入資本金償還 △30億円) (企業債)                 </div> 借入資本金 20億円 (企業債)
	資本剰余金 50億円

※除却時に資産Aに相当する額 50億円を一時に償却できる。

## みなし償却制度のデメリット

- ①貸借対照表上、補助金充当部分は減価償却されないため、資産価値の実態を適切に表示できない。
- ②みなし償却制度の採用は、地方公営企業の任意とされており、その採用の有無により、財務諸表の構造が大きく異なるため、団体間比較を著しく阻害。地方公営企業決算状況調査等によるマクロ分析を行うに当たってもその信頼性を大きく損なう。

※定額法で、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却するとした場合の例であり、実際の処理では、実際に行っている減価償却方法に沿った処理が必要

# 補助金等により取得した固定資産の償却制度等（新たな会計処理方式）

## 改正後

償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化（改良の場合も同様）。

X年度期末に補助金（長期前受金）50億円及び企業債50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定。  
 ※耐用年数10年、残存価額0円、定額法により償却した場合

### 損益計算書（購入時）

（計上なし）

### 貸借対照表（購入時）

●資産	●負債
資産A 100億円	企業債 50億円
	長期前受金 50億円

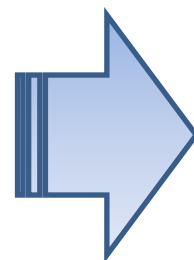
### 損益計算書（X+6年度）

（費用）  
減価償却費 10億円

（収益）  
長期前受金戻入 5億円

### 貸借対照表（X+6年度）

●資産	●負債
資産A 40億円	(企業債償還 $\Delta 30$ 億円)
	(長期前受金償却 $\Delta 30$ 億円) ※収益に振替
	企業債 20億円
	長期前受金 20億円



減価償却対象  
100億

※定額法で、償却年数経過時点で残存価額0円となるように償却するとした場合の例であり、実際の処理では、実際に行っている減価償却方法に沿った処理が必要。

## 3. 引当金

### 【基本的な方針】

- ① 退職給付引当金の計上を義務化。
- ② 退職給付引当金の算定方法は、期末要支給額によることができることとする。
- ③ 一般会計と地方公営企業会計の負担区分を明確にした上で、地方公営企業会計負担職員について引当てを義務付ける。
- ④ 計上不足額については、適用時点での一括計上を原則。ただし、その経営状況に応じ、当該地方公営企業職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内(ただし、最長15年以内とする。)での対応を可とする。なお、その内容は、「注記」。
- ⑤ 退職給付引当金以外の引当金についても、引当金の要件を踏まえ、計上するものとする(例：賞与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、貸倒引当金)。
- ⑥ 従前の修繕引当金の概念は、修繕引当金と特別修繕引当金とに区分する。
- ⑦ 引当金の要件を満たさないものは、計上を認めないこととする。

### 引当てを義務付ける意義

「将来の特定の費用又は損失(収益の控除を含む。)であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められる」場合には、その額を負債又は資産に計上するとともに、毎事業年度所要額の引当を行うことで、正確な期間損益計算及び財政状態の適正な表示を行うことができる。

## 4. その他会計基準の見直し

### ① 繰延資産

事業法で個別に認められているものを除き、新たな繰延資産への計上は不可。

### ② たな卸資産の価額

時価が帳簿価額より下落している場合には当該時価とする、低価法を義務付け。

### ③ 減損会計

### ④ リース取引に係る会計基準

### ⑤ セグメント情報の開示

### ⑥ キャッシュ・フロー計算書

### ⑦ 勘定科目等の見直し

### ⑧ 組入資本金制度の廃止（資本制度の見直しの積み残し）

導入